

神奈川産業保健総合支援センターによる地 域・職域連携推進に向けた取組について

— 情報の連携から利用の連携 —

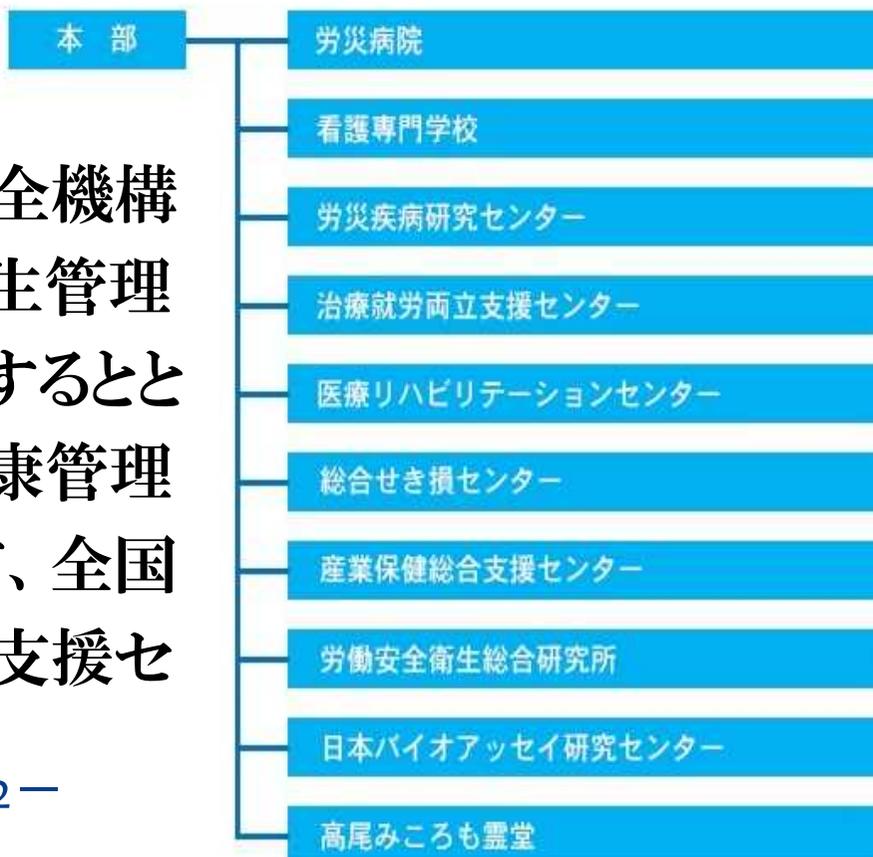


独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター
所長 渡辺 哲

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健総合支援センター

○ 独立行政法人労働者健康安全機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

○ 独立行政法人労働者健康安全機構では、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、全国47の都道府県に産業保健総合支援センターを設置しています。



産業保健総合支援センター事業

産業保健推進センター事業

地域産業保健センター事業

メンタルヘルス対策支援事業

治療と仕事の両立支援事業

地域産業保健センターの 産業保健サービス

- 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- 健康診断の結果について医師からの意見聴取
- ストレスチェックに係る高ストレス者及び長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

労働者の健康管理(メンタルヘルスを 含む)に係る相談

《産業保健サービスの内容》

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

《産業保健サービスの内容》

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。

○労働安全衛生法第66条4(抜粋)

事業者は、健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

ストレスチェックに係る高ストレス者及び長時間労働者に対する面接指導

《産業保健サービスの内容》

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

労働安全衛生法第66条の8(抜粋)

事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

労働安全衛生法第66条の10(抜粋)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

個別訪問による産業保健指導の実施

《産業保健サービスの内容》

医師、保健師または労働衛生工学専門員の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

従業員数50人未満の事業者・従業員の皆さまへ

無料

職場環境の改善に 専門家の訪問・アドバイスを受けてみませんか！

訪問
アドバイス

**労働衛生工学
専門員** ※

※作業環境測定士、労働衛生コンサルタントなどの資格を有する専門員

お依頼にご利用ください

職場で抱えている職場環境や作業方法など問題解決に向けて、労働衛生工学専門員が事業場に訪問し職場環境をチェックして、専門的な見地から職場環境や作業方法の改善に向けてアドバイスをいたします。

こんな問題でお困りでは…

作業環境測定結果に問題が改善はどうか…	健康被害がうるさい！ 被害の拡大対策を求めている…	工場内の環境を改善したい！ 暑い、寒い、臭い…	雇用対策が難しい！ 法定要件に問題がないか？	作業設計が見直したい…
---------------------	---------------------------	-------------------------	------------------------	-------------

●お問い合わせ・ご相談は

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0825 横浜市神川区磯崎町3-29-1 磯崎栄ビル4-3階
TEL 045-410-1160 FAX 045-410-1161
<https://www.kanagawa-johas.jp/>

従業員数50人未満の事業者・従業員の皆さまへ

無料

地域産業保健センターが 働く人の健康をサポートします！

横浜南 地域産業保健センターをご利用ください。
対象地区：磯子区・金沢区・港南区・南区・中区

川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター

「従業員の健康」でお困りではありませんか？

従業員の健康をどう管理していいかわからない？

メンタルヘルス不調や体調不良の正しい対応って？

病気を抱えている従業員にはどんな対応をしたらいいんだろう？

保健師に無料でサポート
保健師が事業場に訪問します

職場のプロが従業員の健康をサポート

- メンタルヘルスの相談
- 労働衛生の知識 保健指導が必要な方
- 健康相談に応じます

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0825 横浜市神川区磯崎町3-29-1 磯崎栄ビル4-3階
TEL 045-410-1160 FAX 045-410-1161
<https://www.kanagawa-johas.jp/>

情報の連携から利用の連携へ

⇒ これまでの地域・職域連携により当センターで展開している

- 産業保健推進センター事業
- 地域産業保健センター事業
- メンタルヘルス対策支援事業
- 治療と仕事の両立支援事業

と県市町村における互いの地域・職域保健事業の情報の共有により連携を図っているところです。

当センターでは

神奈川県、横浜市、神奈川労働局と連携し支援内容を記した資料を紹介します。

神奈川県と連携

“がん”になった従業員が「この職場でよかった!」
と、言えるために…

事業主
人事労務
産業保健担当者の
みなさまへ

4コマまんがでわかる!
がん治療と仕事を両立できる職場づくり

生涯のうち2人に1人は“がん”にかかると言われてます。
どこの職場にも、“がん”にかかる従業員がいて当たり前になって
きます。“がん”により、職場を支える人材を失わないためにも、
職場でできる取組みをはじめましょう。

神奈川県 / 独立行政法人労働者健康安全機構
神奈川県産業保健総合支援センター

“がん”になった従業員が「この職場
でよかった!」と、言えるために…

神奈川県とセンターの展開してい
る「治療と仕事の両立支援」の内容
を纏めた情報を地域職域から発信
する媒体として作成したもの。

横浜市と連携

事業場における安全衛生管理体制のあらまし

横浜市版

事業場における安全衛生管理体制のあらまし

総括安全衛生管理者	①	3-4P
安全管理者	②	5-6P
衛生管理者	③	7-8P
産業医	④	9-12P
安全衛生推進者等	⑤⑥	13-14P
安全委員会・衛生委員会体制の整備		17-18P
「健康情報等の取扱規定」のひな型		25-28P
横浜市からのお知らせ 横浜健康経営認証制度など		29-30P

●労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、本社、工場、支店、事務所、営業所、店舗等の事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者又は衛生推進者の責任を義務付けています。

●「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」及び「産業医」の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、所定の様式に必要書類を添付して速滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります。

●報告様式は、神奈川県労働局のホームページから無料ダウンロードして、印刷してください。また、検索サイトで「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」等のキーワードにより検索してください。

独立行政法人労働安全衛生機構
神奈川産業保健総合支援センター

横浜市

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の説明と共に横浜市の健康経営認証制度の紹介と合わせて、産業保健総合支援センターの事業内容及び各監督署（安全衛生部署）、各地域産業保健センターの所在地等の情報と利用連携に繋がる媒体として作成したもの。

神奈川県労働局と連携

産業保健フォーラムin YOKOHAMA 2019

産業保健フォーラム in YOKOHAMA 2019

新しい時代の「産業保健」のあり方
～働き方改革におけるこれからの産業保健の取組み～

参加費 無料!!

日時 令和元年10月18日 金 13:00～17:00 (開場 12:00)

場所 横浜市開港記念会館 1F 講堂 **参加費 無料**
(横浜市中央区本町1-6)

対象 事業主、衛生管理者、産業看護職、産業医、
労務管理・安全衛生担当者ほか **定員** 400名

13:00～ **主催者挨拶** 神奈川県健康づくり推進会議 議長 (公社)神奈川県労働安全衛生協会 専務理事・事務局 渡辺 辰氏

13:05～ **【特別講演】**
(75分) **「新しい時代の「産業保健」のあり方**
～社会・職場・働く人のニーズに応えるために～
産業医科大学 産業保健科学研究所 産業保健経営学研究室 教授 森 晃爾 先生

14:20～ **【基調講演】**
(40分) **「働き方改革に期待される産業看護職の役割」(仮)**
東海大学 医学部看護学科 産業衛生学領域 健康科学研究所 看護学専攻 産業看護学領域看護学専攻主任 教授 鈴木 典子 先生

休憩 15:00～15:15

15:15～ **【シンポジウム】**
(90分) **「新しい時代の「産業保健」の課題と対応」**
産業保健活動に積極的に取り組む4社の事例発表を踏まえ、これからの産業保健のあり方について、参加者と一緒に「新しい時代の産業保健」を考えていきます。
ファシリテーター：鈴木 典子 先生

事例発表1 **「横浜テクノロジーセンターにおける健康経営に向けた取り組み」**
ローム株式会社 横浜テクノロジーセンター 管理課長 高津 謙 氏

事例発表2 **「メンタルヘルズ対策 - ストレスチェックによる職場環境改善」**
オムロンエレクトロニクス株式会社 保健師 星野 寛子 氏

事例発表3 **「中小企業における再立支援」**
株式会社松下産業 代表取締役社長 松下 和正 氏

事例発表4 **「富士通における「チーム」で取り組む産業保健活動」**
富士通株式会社 健康推進本部 健康支援官 岡田 健美 氏

主催 神奈川県健康づくり推進会議
構成団体 神奈川県労働基準監督署、神奈川県/横浜市/（社）労働者健康安全機構、神奈川県産業保健総合支援センター（公社）神奈川県歯科医師会、（一社）神奈川県歯科医師会、（公財）かながわ健康財団、（公社）神奈川県労働安全衛生協会、建設業労働災害防止協会、神奈川県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、神奈川県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、神奈川県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会、神奈川県支部、中央労働災害防止協会、関東安全衛生サービスセンター

東京労働局で開催している産業保健フォーラムを参考にセンターは神奈川県労働局(健康課)に開催を提案し「産業保健フォーラム in YOKOHAMA 2017」の開催が実現し、本年度で3回目となる。

神奈川県健康づくり推進会議

- ・ 神奈川県労働局・労働基準監督署
- ・ 神奈川県
- ・ 横浜市
- ・ 神奈川産業保健総合支援センター
- ・ (公社)神奈川県医師会
- ・ (一社)神奈川県歯科医師会
- ・ (公財)かながわ健康財団
- ・ (公社)神奈川県労働安全衛生協会
- ・ 建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部
- ・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川総支部
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会 神奈川県支部
- ・ 中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター

利用の連携 (ワンストップ地域⇔職域サービス)

健康診断実施後の疾病予防や健康保持増進を図ることを目的に地域産業保健センターと保健所・市町村における(産業)保健サービスに関するパンフレット等を共同で作成し、事業者や労働者(住民)に配布し互いの地域・職域保健事業の利用促進を図る。



センターの
ご利用をお待ちして
おります。



神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1

第6安田ビル3階

☎045-410-1160 📠045-410-1161

